

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年12月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：ギニア 担当：地球環境部
案件名：コナクリ市中部飲料水送水機能改善計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年2月中旬～2014年11月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における上水道施設設計計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月25日から2013年12月27日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月25日から2014年1月6日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月17日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月下旬
- (5) 契約交渉 : 1月下旬～2月上旬

5 業務の目的

ギニア国では、安全な飲料水を安定的に供給するための施設整備が遅れており、首都コナクリ市においても、水供給量は首都への人口集中に起因した需要の増加を吸収できていないことから、1990年度以降無償資金協力「首都飲料水供給改善計画」及び「コナクリ市飲料水供給改善計画」を通じて支援を実施してきた。

コナクリ市の給水対象人口は近年更に拡大しており、2003年時点で152万人と推定されていたが、急速な地方都市からの人口流入、人口増加、給水サービス地域の拡大などもあり、現在は約300万人にも達するとされている。とりわけ、コナクリ市中部の高台地区（特にシンバヤ地区等）における給水対象人口は著しく増加している。

かかる状況の中、既往無償資金協力の対象施設を含むコナクリ市の給水網において漏水が発生しており、住民の給水需要の充足に向けた早急な対応が求められている。本案件は、シンバヤ地区への送水能力を増強することで増加する住民の給水需要に対応するものである。本調査では、2013年7月にギニア国から要請のあった内容に基づき、関連情報を収集し、要請内容の必要性及び妥当性を詳細に検証し、無償資金協力として適正な概略設計を行った上で、事業計画を策定し、概算事業費を積算することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
ギニア国コナクリ市
- (2) 事業実施機関
ギニア水道公社（以下、SEG）
- (3) 業務内容
 - ア 要請書及び収集資料のレビュー
 - イ 本計画の背景、目的、内容の確認
 - ウ 本計画と上位計画、他ドナーの援助動向との関連の整理及び本件の位置づけの確認
 - エ 既往無償資金協力「首都飲料水供給改善計画」及び「コナクリ市飲料水供給改善計画」に係る各種報告書、資料のレビュー
 - オ 本計画の実施対象地域における関係機関、他ドナー及びNGO等の類似プロジェクトの有無の確認（他ドナー・NGOの援助動向、特に本事業コストについての情報収集、施設品質、ソフト面における援助内容とその費用、ドナー協調の現状、同一対象地域で活動している他ドナーとの重複回避と連携の検討等）
 - カ 事業実施体制の確認（実施機関の組織、人員、予算、技術水準、中央政府と州政府の分掌等）
 - キ 既往無償資金協力の設計及び運営・維持管理に係る教訓の抽出
 - ク 自然条件調査
 - ケ 社会経済調査
 - コ 施設計画調査（人口を踏まえた需要予測、水源及び需要を踏まえた適正な規模、運転・維持管理能力を踏まえた適正な仕様）
 - サ 運営・維持管理体制・能力の確認（SEGによる施設維持管理、料金徴収の方法、住民の支払意思、支払能力

- 等)
- シ 施工計画の策定（工程、仮設計画、標準仕様、現地適正技術、他ドナー・NGOの施工方法、関連法規、特殊工法等）
 - ス 資機材調達計画（調達先、運搬経路、スペアパーツ等の流通網等）
 - セ 環境社会配慮の検討（主な環境社会影響項目に対するスコーピング、緩和策、モニタリング計画案の作成、用地取得・住民移転発生の可能性検討及び簡易住民移転計画書案の作成。また、必要に応じて住民への補償方針等に関する説明等）
 - ソ ソフトコンポーネント計画の策定
 - タ 無償資金協力の対象事業に係る概略設計、実施計画の策定、概算事業費の積算
 - チ 無償資金協力の対象事業による効果の算出（給水人口の増加、無収水の減少率等）
 - ツ 無償資金協力の対象事業の施設・機材等の維持管理費の概算及び維持管理上の留意事項の提言
 - テ 無償資金協力完工までの漏水対策に係る検討及び提言
 - ト 相手国側分担事業の実施に係る提言（活動・投入内容、費用、工程、プロジェクト全体の運営管理、留意事項）
 - ナ 無償資金協力の対象事業の効果に係る評価、課題の提示及び協力実施に係る提言
 - ニ 完工までの漏水対策に係る検討・提言。圧力異常検知・通報システムの設計
 - ヌ 安全情報の収集及び留意点の整理

7 成果品等

- (1) インセプションレポート（2014年2月中旬）
- (2) 現地調査結果概要（2014年3月下旬）
- (3) 準備調査報告書（案）（2014年6月下旬）
- (4) 概算事業費（無償）積算内訳書（2014年6月下旬）
- (5) 概要資料（2014年8月下旬）
- (6) 準備調査報告書（2014年10月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 上水道計画（評価対象予定者）
- (2) 送配水施設設計（評価対象予定者）
- (3) 運営・維持管理 / 水理解析（評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず）
- (4) 漏水対策
- (5) 環境社会配慮 / 社会経済条件
- (6) 施工・資機材調達計画 / 積算

9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・現地通訳（英語 仏語）備上を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。